
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第1号「下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号の提案理由を申し述べさせていただく前に、大変恐縮ですが、私事で一言皆様に感謝の御挨拶を申し上げたいと存じます。

昨日また本日と、お通夜、本葬では母の葬儀に際しまして、皆様に御会葬いただきましたこと、この場を借りて感謝とお礼を申し上げる次第でございます。今後とも、私ども残された家族に、議員各位からいろいろと御示唆賜りますようお願い申し上げ、感謝の言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、議案第1号 下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令のほか、関係政省令が改正され、一部を除き令和元年10月1日付けで施行されることから、関連する文言等の改正を行うものであります。

また、保護者の就労スタイルが多様化している中、下川町認定こども園「こどものもり」の入園希望が増加していることや、昨年12月の議会からの政策提言を踏まえ、私の政策公約の一つである「子育て環境の充実」を図るため、利用者の受け入れを拡充するものであります。

主な改正内容につきましては、法令改正により幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、関連する所要の措置を講ずること及び保育ニーズの高まりに応えるため、下川町認定こども園「こどものもり」の定員を増員することです。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 2 議案第 2 号「下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 2 号 下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、長時間労働の是正のため、民間労働法制において「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が本年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、国家公務員においても時間外勤務命令の上限規制等について人事院規則で定めるなどの措置が講じられたことから、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、時間外勤務に関し必要な事項を規則で定める旨の規定を追加し、時間外勤務命令を行うことのできる上限等を定めるものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

町長の提案理由にもございましたが、この度の改正につきましては、現在、我が国においては、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のための働き方改革が進められているところでございますが、このうち長時間労働の是正のための措置といたしましては、民間労働者を対象とした「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」という…いわゆる働き方改革推進法が施行されておりまして、これにより平成 31 年 4 月から罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入されているところでございます。

この法律の施行を受けまして、国の人事院規則が改正され、所要の措置を講じるものでございまして、地方公務員におきましても、勤務時間等の勤務条件に関する均衡の原則…これは地方公務員法第 24 条第 4 項に規定されておりますけれども、これにより改正人事院規則の内容を踏まえて、超過勤務…時間外勤務でございましてけれども…この時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるなど、所要の措置を講じることとされたところであります。

それでは、お手元に配布しております議案第 2 号説明資料により、御説明申し上げます。

この度の改正内容につきましては、条例の第 8 条に第 3 項として「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」といったものを追加するものでございまして、この具体的な内容につきましては、別に規則により定めることとしております。

なお、条例を議決いただいた後に制定を予定しております規則の内容につきましては、国の人事院規則に準じて定めることとしておりまして、ひと月の時間外勤務を45時間まで、1年においては360時間までを基本として定める予定でございます。

また、併せて、行政改革等の推進による業務の効率化と事務改善を図るとともに、管理職による職員の業務量と勤務実態の把握を行いまして、職員の健康管理とワークライフバランスの充実などに努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 議案第3号「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的

な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、消費税率の引上げに伴う関係する条例の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、令和元年10月からの消費税率の引上げに伴い、各公共施設等の使用料等に消費税を適正に転嫁するため、下川町行政財産使用料条例のほか7条例の税率、料金表などの関係する部分について、条建てで改正するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 議案第4号「下川町環境共生型モデル住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第4号 下川町環境共生型モデル住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、物価上昇、消費税増税等による施設運営費の増加により、厳しい運営状況に置かれている宿泊施設等について、利用料金等の規定を改正することにより、民間の活力を最大限発揮できる条件を整備し、運営収支の改善を図るとともに、施設の安定的な運営とサービスの向上に資することを目的として、「下川町環境共生型モデル住宅の設置及び管理に関する条例」「下川町五味温泉の設置及び管理に関する条例」及び「下川町地域間交流施設の設置及び管理に関する条例」を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、利用料金の上限の引上げを行うとともに、地域間交流施設については、予約金及び違約金の規定を追加するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長(近藤八郎君) 日程第5 議案第5号「下川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 議案第5号 下川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び同法施行令が本年8月1日に施行されたことに伴い、災害援護資金の貸付けに係る運用の改善措置が講じられたことから、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、災害援護資金の償還金支払猶予規定を追加するとともに、償還免除の事由を拡大するものであります。

また、それに伴い、支払猶予及び償還免除を判断するための報告を求めることができるとされたことから、条文の整理を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長(近藤八郎君) 高橋税務住民課長。

○税務住民課長(高橋祐二君) それでは、議案第5号 下川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本件につきましては、先ほど提案理由で申し上げましたとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の改正によるものでございます。

改正の内容につきましては、お配りしております議案第5号説明資料、下川町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表により御説明させていただきます。

改正案の第15条第3項につきましては、償還金の支払猶予の規定は、従前、施行令第10条に規定されておりましたが、法第13条に規定されたこと。

償還免除の規定は、従前は法第13条第1項に規定されておりましたが、破産手続きの開始の決定、若しくは再生手続きの開始の決定を受けたときが追加され、第14条第1項に規定されたこと。

そして報告等は、新規規定でございまして、市町村は償還金の支払いの猶予等の判断を行うため、災害援助金の貸付けを受ける者などの収入又は資産の状況について報告を求めることができる規定が第16条で整備されたことによる改正であります。

施行日につきましては、公布の日からでございます。説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第6 議案第7号「令和元年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第7号 令和元年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度下川町下水道事業特別会計の第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳入におきまして、消費税10%適用に伴う下水道使用料及び個別排水処理施設使用料を増額計上し、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 議案第7号 令和元年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要につきまして、御説明申し上げます。

議案第7号説明資料を御覧ください。

今回の補正の要因につきましては、消費税の引上げに伴う補正でございます。

補正の内容につきましては、歳入のみの補正となっております。

まず、使用料及び手数料の下水道使用料及び個別排水処理施設使用料で、消費税の引上げに伴いまして23万円を増額するものでございます。内訳につきましては、下水道使用料で21万円、個別排水処理施設使用料で2万円の増額でございます。

次に、繰入金の一般会計繰入金でございますが、財源調整のため23万円を減額しております。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 7 議案第 8 号「令和元年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 8 号 令和元年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度簡易水道事業特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 57 万円を追加し、総額を 1 億 983 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務管理費で、消費税額の確定に伴い、公課費を増額計上しております。

歳入につきましては、消費税 10%適用に伴う水道使用料を増額計上し、基金繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 議案第 8 号 令和元年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の概要につきまして、御説明申し上げます。

議案第 8 号説明資料を御覧ください。

今回の補正の要因につきましては、消費税納付税額の確定及び消費税引上げに伴う補正でございます。

はじめに、歳出から御説明いたします。

総務費の公課費につきましては、平成 30 年度事業分の消費税納付税額の確定に伴いまして、57 万円を増額するものであります。

次に、歳入でございますけれども、使用料及び手数料の水道使用料で、消費税の引上げに伴いまして、59 万円を増額するものでございます。

次に、繰入金の簡易水道施設基金繰入金でございますが、財源調整のため 2 万円を減額しております。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第8 議案第9号「令和元年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第9号 令和元年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度国民健康保険事業特別会計予算の第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ118万円を追加し、総額を4億7,331万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、国民健康保険の資格喪失に伴う過年度分保険税還付金を増額計上しております。

歳入におきましては、財源調整のため基金繰入金を増額計上しております。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは私から、議案第9号 令和元年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、お手元に配布されております議案第9号説明資料により御説明申し上げます。

今回の補正予算の要因につきましては、過年度分保険税還付金に要する補正でございます。

まず、歳出でございますが、保険税還付金で118万円の増額でございます。

これにつきましては、社会保険の加入により国民健康保険の資格を喪失したことに伴い、保険税の還付が生じたことから、地方税に基づき還付を行うものでございます。

次に、歳入ですが、基金繰入金として、財源調整といたしまして 118 万円の増額計上でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 議案第 9 号について質問いたします。社会保険と重複があったということで国民健康保険の保険料を還付したということなんですが、こういったことがないよというところでマイナンバー制度が導入されていたかと思うのですが、これはどういったところで重複が判明したんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 本人の申し出により発見いたしました。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） こういったケースが今後…ないと思いたいんですけども、こういったことが実際にあったということで、ほかの町民の方にも…もしかして重複していないかというような周知、あるいは告知ですか、そういった啓もうみたいなものは今後予定されていますでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 保険税の変更につきましては、毎回パンフレットでそういった期限切れ、若しくは更新時期に手続きというふうな…毎回案内につきましては同封しております。今後もそのような案内文書は同封していくつもりでございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第9号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第9 認定第1号「平成30年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第10 認定第2号「平成30年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 認定第1号 平成30年度下川町各種会計歳入歳出決算認定及び認定第2号 平成30年度下川町公営企業会計決算認定について、一括して提案理由を申し上げます。

両案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成30年度下川町一般会計、下川町下水道事業特別会計、下川町簡易水道事業特別会計、下川町介護保険特別会計、下川町国民健康保険事業特別会計及び下川町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定と、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成30年度下川町病院事業会計について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

その内容について申し上げますと、まず、一般会計につきましては、歳入額50億4,077万2,000円、歳出額49億3,263万9,000円で、差引残額1億813万3,000円となりますが、繰越明許費繰越額9万円を控除し、6,103万円を決算積立として積立いたしましたので、残る4,701万3,000円を令和元年度に繰り越すものでございます。

下水道事業特別会計においては、歳入額1億9,934万円、歳出額1億9,456万3,000円で、差引残額477万7,000円を令和元年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計においては、歳入額9,223万2,000円、歳出額8,642万3,000円で、差引残額580万9,000円となりますが、このうち291万円を決算積立とし、残る

289万9,000円を令和元年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計においては、介護保険事業勘定で、歳入額4億7,379万7,000円、歳出額4億6,089万9,000円で、差引残額1,289万8,000円となりますが、このうち645万円を決算積立とし、残る644万8,000円を令和元年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額3億5,162万3,000円、歳出額3億4,261万5,000円で、差引残額900万8,000円を令和元年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計においては、歳入額4億8,886万3,000円、歳出額4億8,140万2,000円で、差引残額746万1,000円となりますが、このうち374万円を決算積立とし、残る372万1,000円を令和元年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計においては、歳入額6,279万6,000円、歳出額6,256万6,000円で、差引残額23万円を令和元年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の内容について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額5億3,095万7,000円、支出額5億5,174万4,000円で、差し引き2,078万7,000円の当年度純損失となります。

資本的収支につきましては、収入額1,114万8,000円、支出額で1,993万円、差し引き878万2,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、別途配布いたしました決算書により、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号及び認定第2号については、決算認定特別委員会を設置して付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、決算認定特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、「決算認定特別委員会委員の選任」を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、

1番 齊藤好信 議員。

2番 中田豪之助 議員。

3番 大西 功 議員。

4番 春日隆司 議員。

5 番 我孫子洋昌 議員。

6 番 蓑谷春之 議員。

7 番 小原仁興 議員。

以上のとおり指名したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算認定特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきます。

ここで、正副委員長を選出するまでの間、休憩いたします。

○事務局長(古屋宏彦君) お知らせいたします。特別委員会委員は、応接室までお越しくださるようお願いいたします。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時38分

○議長(近藤八郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算認定特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、4番 春日隆司 議員。

副委員長には、7番 小原仁興 議員。

以上のとおり、決定いたしました。

○議長(近藤八郎君) ここで、本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合により、同規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時53分

○議長(近藤八郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 同意第1号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、教育委員の^{こにし たかひろ}小西 貴弘 氏が、本年 9 月 30 日をもって任期満了になりますので、同氏を委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

小西氏は、平成 23 年 10 月から教育委員としてその職責を果たされており、人柄も温厚篤実にして、人格識見ともに優れ、学校教育をはじめ社会教育にも精通されていることから、教育委員として適任であり再任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、同意第 1 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 12 報告第 1 号「平成 30 年度決算に基づく下川町健全

化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 報告第1号 平成30年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成30年度決算に係る健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の審査が終了しましたので、意見を付して報告するものであります。

この財政健全化法は、自治体の財政破綻を未然に防ぐため、財政状況をより詳しく把握し、早期に健全化を促すための法律でございまして、健全化判断比率である四つの指標と公営企業ごとの資金不足比率の財政指標を算定することとなっております。

8月27日に監査委員に各比率について審査を頂き、別紙のとおり良好な状態であると御意見を頂いております。

まず、一般会計に赤字がどれくらいあったかを表す実質赤字比率では、早期健全化基準15%以上に対し、「赤字がない」という結果であり、病院事業会計などを含む全会計を連結してどれくらい赤字があったかを表す連結実質赤字比率についても、早期健全化基準20%以上に対し、「赤字がなく」いずれも数値が表示されない結果でございます。

次に、一般会計が公債費の元利償還金や元利償還金に準ずるものをどれくらい支出しているかを表す実質公債費比率は、早期健全化基準の25%以上に対し、昨年度から1.0%増の4.6%となっております。

また、一般会計において負担する将来の負担額を現在どれくらい持っているかを表す将来負担比率では、早期健全化基準350%以上に対し、昨年度から4.2%増の41.4%となっております。

最後に、公営企業ごとに赤字がどれくらいあったかを表す資金不足比率は、経営健全化基準20%以上に対して、下水道事業特別会計が「-10.5%」、簡易水道事業特別会計が「-7.4%」、病院事業会計「-15.0%」となっており、いずれも数値が表示されない結果でございます。

なお、各比率の数値については、算定結果がマイナスの場合、数値が表示されないこととなっております。

このように健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業の資金不足比率の全ての比率が、基準を下回っていることを御報告申し上げます。なお、今後におきましても、将来を見据え、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告第1号を終わります。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
お諮りいたします。

委員会における議案審査のため、9月19日、午前9時まで休会にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認め、9月19日、午前9時まで休会することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会とします。

午後5時1分 散会